

## 「 $\beta$ 本町橋・水辺の賑わい拠点づくり会議」開催要綱

### (目的)

第1条 市長は、河川敷地占用許可準則に基づき「都市・地域再生等利用区域」に指定した区域を安全で快適な水辺空間として利用に供するため、有識者等の意見を聞くことを目的として、「 $\beta$  本町橋・水辺の賑わい拠点づくり会議」(以下「会議」という。)を開催する。

### (聴取事項)

第2条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1)  $\beta$  本町橋の事業計画及び、実施報告等

### (会議のメンバー)

第3条 会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する有識者等のうちから市長が委嘱する。

2 会議は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

### (座長)

第4条 会議の座長は、メンバーの互選により定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。  
3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名するメンバーがその職務を代理する。

### (開催期間)

第5条 この会議の開催期間は、令和6年3月31日までとする。

### (事務局)

第6条 会議の事務局は、経済戦略局・建設局が行い、庶務は、経済戦略局観光部観光課水辺魅力担当において行う。

### 附 則

この要綱は、令和3年6月11日から施行する。